

姫路市陸協団体登録について

- 1 登録期間 2025年1月31日まで随時受け付ける。
※年度途中、変更の可能性はある。変更があれば姫路市陸協HPでお知らせします。
- 2 登録条件 団体登録するためには、5名以上の登録選手が必要です。また、競技会に出場する場合は、所属は団体名となります。所属の都道府県は、チーム団体が拠点を有している都道府県となります。個人の居住地・勤務地とは関係ありません。
- 3 登録方法 (1) 新規団体登録時は事前に下記連絡先までご連絡ください。
(2) 日本陸連新登録システムより、直接会員登録を行ってください。
※ログイン時、メールアドレスが必要となります。
※年度途中、メンバーを追加する場合、その都度ご連絡ください。
※申請から承認まで、日にちを有します。予めご了承ください。競技会の申込直前の申請は間に合わない場合がございますので、余裕をもって申請を行ってください。
※登録料の支払いが終了すれば、登録手続きが完了となります。

- 4 登録料 団体登録料1団体につき10,230円+個人登録料×人数分



○当該年度末で19歳以上の者
〔内訳 日本陸連 1,000円、兵庫陸協 2,500円〕
〔 姫路市陸協 1,000円、 <u>決算手数料 230円</u> 〕
○ 当該年度末で19歳未満の者 4,230円
〔内訳 日本陸連 <u>500円</u> 、兵庫陸協 2,500円〕
〔 姫路市陸協 1,000円、 <u>決算手数料 230円</u> 〕
※中高生の二重登録の場合は、3,730円
〔内訳から日本陸連登録料を除く〕

- 5 振込先 郵便振込口座番号 01120-9-25950
加入者名 姫路市陸上競技協会

※ 備考欄に「登録料」と書きください

例) 登録料 4500円×()人= 円
団体登録料 10000円
合計 円

6 連絡先 〒670-0806 姫路市増位新町2丁目4-1
姫路市陸上競技協会 審判委員会 陸協登録担当
花圓 晃洋 (携帯 090-4649-1826)

- 7 その他
- ・各団体で公認審判員資格を有する方は、審判登録用紙を提出の上、本会主催競技会の円滑な運営にご協力ください。
 - ・新システムでの登録については、日本陸連の関連ページを参考に手続きを行ってください。
 - ・新規登録者については、承認時に4桁の県登録番号を付与します。
 - ・会員証は、新システムの会員のマイページで、デジタル会員証が表示されます。必要に応じて、印刷してご利用ください。